【 寝屋川市市民公益活動災害補償制度 よくある質問 】

令和元年8月

Q1:公益活動に携わる場合の往復経路については対象となりますか?

A1:通常の往復経路であれば対象となりますが、私的な用事で経路を離れた場合などは、 対象とならない場合があります。

Q2:活動先への移動中の車両事故については対象となりますか?

A2:車両の損害は各自の加入する自動車保険で対応となります。なお、けがの補償については事故の過失割合で判断することになります。

Q3:地域のおまつりなどのイベント参加者は、対象となりますか?

A3:参加者は対象外ですが、準備や当日の運営に携わるボランティア指導者等は対象と なります。

Q4: 市が主催するイベントや講座の参加者は対象となりますか?

A4:主催者にお問合せください。

Q5: 地震後の避難所運営など災害に起因する公益活動中の事故は対象となりますか?

A5: 災害時は対象になりません。平常時のみ対象になります。

Q6:公益活動中に倒れた場合は、傷害事故の対象となりますか?

A6:持病が原因となる場合は、対象になりません。公益活動中又はその往復経路における移動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故での負傷又は死亡が対象です。

Q7: むち打ちは傷害事故の対象となりますか?

A7:対象になりません。また、腰痛についても対象になりません。